

専門援助部門は、就職を希望する障害者の方に専門的な支援を行っています。

障害をお持ちの方で、「障害があることを企業に伝えた上で仕事をしたい」とお考えの方※は、ハローワーク津島の専門援助部門（④番窓口）をご利用ください。

専門援助部門（④番窓口）では、障害について専門的な知識をもつ担当者が、仕事に関する情報をあなたに提供したり、あなたの就職に関する相談に応じるなど、きめ細かな支援を行っています。

※障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病など）があるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方が対象です。障害者手帳の有無は問いません。

※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方はご持参ください。

なお、あなたの状況や相談の内容によっては、さらに主治医の意見書（ハローワーク指定の書式）または医師の診断書の提出をお願いする場合があります。



ハローワーク津島の専門援助部門（④番窓口）では、次のようなご相談に応じています。

仕事をしたいが、不安がある。

- 障害のある方のための求人の情報を提供します。一般求人も取り扱います。
- 求人の閲覧方法、仕事の探し方、履歴書の書き方など、仕事に関するさまざまな相談に応じます。
- 生活面を含む幅広い支援を希望される方は、「障害者就業・生活支援センター」などの支援機関をご案内します。

どのような仕事が向いているのかわからない。

- 障害者の状況やこれまでの経験などをお聞きしながら、アドバイスします。
- 職業能力や仕事の適正などを把握するため、必要に応じて専門機関による職業評価（無料）をご案内します。
- 就職のために新たな技能を身につけたい方には、必要に応じて職業訓練（無料）等をご紹介します。

採用面接等で、自分のことをうまく説明する自信がない。

- 求人に応募する際は、配慮を必要とする内容などをハローワークから求人企業に説明することができます。
- ご希望に応じて、職場見学、職場実習または採用面接に就労支援機関等の担当者が同行する等、必要な支援を受けることができます。

就職しても長続きしないのではないかと、心配。

- ご希望に応じて、就労支援機関等の担当者と電話相談や訪問相談等、継続的な支援を受けることができます。
- 専門的な知識を持った援助者（ジョブコーチ）が就職先を訪問し、職場に適應できるよう、さまざまな支援を行う制度をご紹介します。

障害者職業相談に関するQ&A

1 求人はどのように探せばよいのですか？

「ハローワークインターネットサービス」では、全国のハローワークが受理している求人情報（障害のある方のための求人を含む。）

※を、ハローワーク内にある来所者端末、スマートフォンまたは自宅のパソコンでオンラインにより閲覧することができます。

ご希望の条件を選択して検索することが可能です。

※求人企業のご意向により、求人情報の一部（仕事内容等）のみ閲覧可能な求人があります。詳細は窓口でご相談ください。

ハローワークインターネットサービス
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>



2 応募したい求人があります。どのようにすればよいですか？

ハローワーク津島の総合受付（1番窓口）に雇用保険受給資格者証またはハローワーク受付票を提出し、「求人に応募したい」とお伝えください。受付から番号札を渡されますので、担当職員が番号でお呼びするまで待合の席でお待ちください。

また、応募したい求人についてはあらかじめ求人票を印刷する（来所者端末では印刷が可能です。）か、「求人番号（求人票左上に記載）」を控えていただき、該当の求人を担当職員に伝えられるようにしてください。

なお、求人には応募資格や条件がありますのでご注意ください。

3 専門援助部門は一般の職業相談部門と何が違うのですか？

専門援助部門は、「障害のある方のための求人」と「一般求人」を取り扱っており、どちらの種類の求人もご紹介が可能です。

また、ご希望に応じて、障害の種類、障害の程度及び必要な配慮事項（必要とされる職場環境、コミュニケーション方法、通院の相談等）等を応募先の企業にお伝えすることができます（「一般求人」についてもお伝え可能です。）。よって、応募先企業に理解してほしいこと、必要な配慮事項等がある場合は、事前に担当職員へご相談ください。

なお、専門援助部門の対象者は、障害（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病など）があるため、「長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な方」です（障害者手帳の有無は問いません。）。

4 障害があるため、企業に採用されることは難しいのでは？

各障害の特性により一般的に不向きとされる職業も確かにありますが、経験やスキルを活かして企業で活躍されている障害者も存在します。

また、障害者雇用率制度※1や障害者を雇用する企業に対する助成金制度等、障害者雇用を促進するための法制度も整備されています。専門援助部門は、あなたの障害特性、能力、適正等を把握し、ご希望や必要に応じてさまざまな就職支援サービスを取り扱っていますので、ご不明な点はお気軽にご相談ください。

※1「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間の事業主に対して、常時雇用している労働者の2.3%以上の障害者（原則として障害者手帳を所持している者）を雇用することを義務付けている。